

## 岩内町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会の情報公開について

### 1 委員会の公開

委員会は、原則として公開とする。

ただし、審議の内容が岩内町情報公開条例第7条各号に掲げる事項のいずれかに該当するおそれがあると委員会が認める場合は除く。

(別添：岩内町情報公開条例一部抜粋 参照)

### 2 委員会開催の事前公表

委員会開催前に「委員会開催のお知らせ」を町のホームページに掲載するなど、あらかじめ委員会の開催を公表する。

### 3 委員会の傍聴

- ・傍聴希望者については、申し込みは不要とし、希望者は直接会場に来場するものとする。
- ・委員会時には、傍聴者に対し会議資料を配布する。
- ・傍聴者の定員数は設けない。

### 4 会議録の作成及び公表

- ・会議内容の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、発言者の氏名を記載しない。
- ・作成した会議録は町のホームページ掲載により公表する。

### 5 委員名簿等の公表

委員名簿及び委員会出席者名簿を町のホームページ掲載により公表する。